

3 利用者負担額（保育料）の軽減・免除

利用者負担額（保育料）の軽減及び免除については、世帯状況や利用者負担額の階層区分に応じて適用の可否及び内容が変わります。軽減する場合は、子どもはぐくみ応援額（基準額の半額以下）を適用し、免除の場合は無料となります。

これらの軽減は、届出が必要な一部のものを除き、利用の申込み又は保育利用現況届出書により届け出ていただいた世帯状況に基づき適用します。届け出ていただいていない場合や、新たに軽減に該当することになった場合には、お住まいの地域の区役所・支所保健福祉センター子どもはぐくみ室子育て推進担当（京北出張所は保健福祉第一担当）（以下、「区役所・支所」といいます。）に届け出る必要があります。

※ 利用者負担額（保育料）の軽減・免除制度についての最新情報や届出様式は、京都市情報館（ホームページ）に掲載しております。ホームページ内で『保育料 軽減』と検索してください。



(1) 2人以上の子どもが施設・事業所等を同時に利用する世帯に対する軽減等

同一世帯から2人以上の子どもが次に掲げる施設・事業所等を同時に利用する場合には、同時利用2人目については「子どもはぐくみ応援額」を適用、3人目以降については無料となります。所得制限はありません。

なお、きょうだいが利用している施設が次のB施設に該当する場合は、届出書の提出が必要です。

きょうだいが①～⑦のいずれかを利用している《A施設》	➔	手続
①保育園（所）、②認定こども園、③小規模保育事業所、④事業所内保育事業所、⑤家庭的保育事業所、⑥居宅訪問型保育事業所、⑦施設型給付の対象となる幼稚園（新制度に移行した幼稚園）		手続は不要です。
きょうだいの中に⑧～⑳のいずれかを利用している子どもがいる（※1）《B施設》	➔	「同時利用軽減届出書（きょうだい利用）」（⑧～㉑の在園証明がなされたもの）の提出が必要です。（※3）
⑧施設型給付の対象でない私立幼稚園、国立幼稚園等（※2）、⑨企業主導型保育事業所、⑩特別支援学校幼稚部、⑪里親、⑫助産施設、⑬乳児院、⑭児童養護施設、⑮障害児入所施設、⑯児童発達支援センター、⑰児童心理治療施設（情緒障害児短期治療施設）、⑱児童自立支援施設、⑲児童発達支援、⑳医療型児童発達支援、㉑放課後等デイサービス		

階層区分	同時利用2人目	同時利用3人目以降
全階層	子どもはぐくみ 応援額	無料

※1 B施設のうち⑪から㉑までの施設・事業を利用するきょうだいがいる場合は、当該子どもを1人目として、その他の子どもについて、年長の子どもから、2人目（子どもはぐくみ応援額）、3人目以降（無料）の軽減を適用します。

※2 インターナショナルスクール等の認可外保育施設（企業主導型保育事業所を除く）や民族学校等、満3歳未満の私立幼稚園への通園（2歳児接続保育事業等）は軽減対象外であるため、届出の必要はありません。

※3 届出書の提出が必要な軽減対象施設・事業及び届出様式については、京都市情報館に掲載しています。届出があった翌月からの適用になりますので、御注意ください。また、軽減対象施設・事業所を退所された場合は、軽減の対象から外れるため、必ず届出が必要です。

（注） 同一の子どもがA施設とB施設の両方を利用している場合は、軽減の対象外となります。